

鈴鹿のお茶は世界に通ずキャンペーン
～テイクアウトごはんのお供に鈴鹿のお茶を～
試供品配布店舗募集要領

本市の大切な特産物であるお茶は、リーフ需要が伸び悩み、消費減退が続く中、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に続いて、新茶時期のイベント中止、国内旅行者やインバウンドの大幅減少、葬儀など業務用需要の減少があり、消費はさらに低迷し、厳しい状況が続いています。

そこで、本市では、鈴鹿のお茶の新たな需要創造、消費拡大及び鈴鹿のお茶を通じたコロナ禍における自宅生活の充実を支援することを目的に、「鈴鹿のお茶は世界に通ずキャンペーン～テイクアウトごはんのお供に鈴鹿のお茶を～」として、かぶせ茶ティーバッグ試供品の配布事業を次のとおり実施します。

当事業の趣旨を御理解いただき、御参加賜りますようお願いいたします。

1 名称

鈴鹿のお茶は世界に通ずキャンペーン～テイクアウトごはんのお供に鈴鹿のお茶を～

2 試供品配布期間

令和3年10月15日（金）から令和3年11月4日（木）まで（20日間）

3 参加費用

無料

4 事業概要

- (1) 参加店舗（以下、「店舗」という。）で販売する「お弁当類」の購入者に対して、試供品を1食分当たり1袋配布します。
- (2) 試供品及び店頭告知用ポスターを、市から店舗に無償で提供します。
- (3) 試供品配布は、店舗に提供した試供品が無くなり次第終了とし、試供品の追加提供はありません。
- (4) 試供品配布終了後、ポスターは店舗で処分してください。
- (5) 試供品配布期間が終了した際に配布残がある場合は、引き続き、無くなるまで配布を行ってください。

5 参加条件

- (1) 鈴鹿市内に店舗が所在し、原則常設であること
- (2) テイクアウト用の「お弁当類」を販売している飲食店やスーパーマーケット等であること
- (3) 三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号）及び鈴鹿市暴力団排除条例（平成23年3月28日条例第2号）を遵守すること

6 定義

「お弁当類」とは、原則、ご飯とおかずがセットになり、お弁当として完成されており、家庭での調理不要な食品とします。

7 試供品の仕様及び配布数

(1) 仕様

すずか産かぶせ茶 3 g 入り（一番茶）、テトラ型紐付きティーバッグ、個包装

(2) 店舗への配布数

参加申込書に記載した配布希望数及び店舗におけるお弁当類の 1 日当たりの平均販売数を参考に市が店舗ごとの配布数を決定します。

なお、試供品の 1 店舗当たりの配布上限数は 2,000 袋とし、全体の総配布数は計 100,000 袋を上限として、上限に達するまで先着順で受け付けをします。

8 募集期間

令和 3 年 9 月 21 日（火）から令和 3 年 10 月 5 日（火）まで

9 申込み

参加申込書を次のいずれかの方法で提出してください。

(1) 電子メール

件名を「試供品（テイクアウト）申込み」とした上で、必要事項を記入した参加申込書を添付する又はメール本文に必要事項を記入し、電子メールを送信してください。

【電子メール宛先：鈴鹿市農林水産課 norin@city.suzuka.lg.jp】

(2) Fax

必要事項を記入した参加申込書を Fax で送信してください。Fax 送信後は、電話で農林水産課に Fax 到着確認をしてください。Fax 到着確認の電話は、土曜日・日曜日・祝日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までをお願いします。

【Fax 宛先：鈴鹿市農林水産課 059-382-7610】

10 試供品の配布数確定

募集締切後、申込状況を集計して各店舗への試供品の配布数を決定します。決定次第、各店舗宛てに試供品の配布数等を記載した通知を送付します。

11 試供品等の提供方法・提供時期

試供品及び店頭告知用ポスターは、各店舗宛てに、令和 3 年 10 月 12 日（金）～15 日（金）着で宅配便等により送付します。

12 その他

市が実施している他の試供品配布事業（すずか花まるキャンペーン等）と重複して参加できます。重複する場合は、それぞれの配布対象を各店舗で御確認いただきますようお願いいたします。

13 申込み先（問合せ先）

鈴鹿市 産業振興部 農林水産課

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

Tel : 059-382-9017 Fax : 059-382-7610

電子メール：norin@city.suzuka.lg.jp